

事業主各位

甲府労働基準監督署長

建築工事業における労働災害防止について（要請）

日頃から、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、山梨労働局では、平成30年を初年度とする第13次労働災害防止計画を策定し、5年間で「死亡災害を15%以上、休業4日以上の死傷災害を5%以上減少させる」という目標を立てています。今年が最終年となりますが、当署における死傷災害被災者数の最終目標値である487人に対して、昨年の実績は630人と過去10年で最多となるなど、誠に憂慮すべき状況となっております。

また、今年におきましても、5月末までの速報値で前年比19.3%増加するなど、労働災害の増加に歯止めをかけることは喫緊の課題となっており、とりわけ、建築工事業につきましては、5月末時点で前年と比べ4倍以上の死傷災害が発生しており、看過できない状況です。

労働災害は本来あってはならないものであり、安全な就労環境を築くためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

このような状況の中、「安全は 急がず 焦らず 怠らず」をスローガンとして、全国安全週間が展開されます。全国安全週間は、6月の1か月間が準備期間、7月1日から7日までが本週間となっております。建築工事業の皆様におかれましては、増加する労働災害を減少に転じさせるためにも、この全国安全週間を契機として、労働災害防止の意識を高め、安全活動を着実に実行していただくよう要請いたします。

特に、足場、はしご等からの墜落・転落防止対策、墜落制止用器具の適切な使用、転倒災害の防止、高年齢労働者等の労働災害の防止等に御留意いただくとともに、これから本格的な夏を迎え、急激な気温上昇が懸念される場所ですので、熱中症対策にも十分な御配慮をお願いいたします。